

§ 15 障害の状態になったとき又は障害により退職したとき

§ 15の1 障害厚生年金

1 支給要件（法第84条）

（1）障害認定日に障害の状態にあるとき

障害厚生年金は、国民年金の保険料納付要件を満たしている者が、被保険者期間中（ただし、一般組合員期間中に限る）に初診日のある傷病について、その初診日から1年6か月を経過した日又はその間に傷病が治った日など（以下「障害認定日」という。）において、障害等級が1級、2級又は3級の状態（§15-005頁別表6参照）になったときに支給されます。

「傷病が治ったとき」とは、次のいずれかをいう。

ア 器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合、医学的にその傷病が治ったとき

イ 症状が安定し長期にわたってその疾病の固定性が認められ医療効果が期待しえない状態となったとき及び残存する症状が自然経過により到達すると認められる最終の状態（症状固定）に達したとき

なお、具体的に治ったものとして取り扱うものは、次のものである。

（特例7症例）

- 1 上肢・下肢を切断・離断したもの→その日
- 2 人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの→その日
- 3 心臓ペースメーカー、人工弁を装着したもの→その日
- 4 人工透析療法を施行したもの→透折開始から3か月を経過した日
- 5 人工肛門を造設、尿路変更術を施行したもの→6か月を経過した日
- 6 人工膀胱を造設したもの→その日
- 7 喉頭を全摘出したもの→その日
- 8 在宅酸素療法を行っている場合→在宅酸素療法を開始した日

（2）障害認定日以後に障害の状態になったとき（事後重症制度）

国民年金の保険料納付要件を満たしている者が、被保険者期間中（ただし、一般組合員期間中に限る）に初診日のある傷病について、障害認定日には障害等級が1級から3級の障害の状態になくとも、その日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの障害の状態になったときには、障害厚生年金が支給されます。

（3）その他

上記のほか、2つ以上の障害がある場合、併合した障害の程度により障害厚生年金が支給されます。

※国民年金の保険料納付要件とは、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であることをいいます。なお、上記の3分の2の条件を満たせなくとも、令和8年3月31日以前に初診日がある傷病で障害になった場合は、当該初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ納付要件を満たしたことになります。

2 年金額（法第87条、第88条）

（1）公務外の場合

(職域年金相当部分) (注2)	(厚生年金相当部分) (注2) (注4)	
(平成15年3月31までの期間) (注1) 平均標準報酬額 $\times \frac{1.425}{1000}$ \times 平成15年3月までの被保険者期間の月数 \times 政令で定める率	+	(平成15年3月31日までの期間) (注1) 平均標準報酬額 $\times \frac{7.125}{1000}$ \times 平成15年3月までの被保険者期間の月数 \times 政令で定める率
(平成15年4月1以後の期間) (注1) 平均標準報酬額 $\times \frac{1.096}{1000}$ \times 平成15年4月以後の被保険者期間の月数 \times 政令で定める率	+	(平成15年4月1日以後の期間) (注1) 平均標準報酬額 $\times \frac{5.481}{1000}$ \times 平成15年4月以後の被保険者期間の月数 \times 政令で定める率
		(注5) 加給年金額

(注1) アの被保険者期間の月数が300月未満のときは、300月とする。

イの被保険者期間の月数が300月未満のときは、平成15年4月1日以前の被保険者期間と、以後の被保険者期間との割合によって300月を按分計算して振り分けることとなる。

(注2) 障害等級が1級の場合は、職域年金相当部分及び厚生年金相当部分の額にそれぞれ $\frac{125}{100}$ を乗じる。

(注3) 初診日が平成27年9月30日以前の障害共済年金に限る。算定基礎となる組合員期間は平成27年9月30日まで。

(注4) 障害基礎年金が支給されない人の場合、厚生年金相当部分の最低保障額（公務・非公務）は、障害基礎年金の額（2級） $\times \frac{3}{4}$ とする。

(注5) 障害等級が1級又は2級の受給権者がその人と生計を共にし、恒常的な収入金額が850万円以上とならない65歳未満の配偶者があるときに加算される。

(2) 公務等の場合

(職域年金相当部分) (注3)

<p>(平成15年3月31日までの期間)</p> <p>(注6)</p> $\text{平均標準報酬額} \times 12 \times \frac{19}{100} + \left[\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.425}{1000} \times (\text{被保険者期間の月数} - 300) \times \frac{100}{100} \times \frac{\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}} \right]$ <p>×政令で定める率</p>
<p>(平成15年4月1日以後の期間)</p> <p>(注7)</p> $\text{平均標準報酬額} \times 12 \times \frac{14.615}{100} + \left[\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096}{1000} \times (\text{被保険者期間の月数} - 300) \times \frac{100}{100} \times \frac{\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}} \right]$ <p>×政令で定める率</p>

+

公務障害年金

※ 平成27年10月1日以後の期間

+

(厚生年金相当部分)

「公務等によらない障害厚生年金」の算式と同じ。

+

加給年金額

(注6) 障害等級が1級の場合は $\frac{28.5}{100}$

(注7) 障害等級が1級の場合は $\frac{21.923}{100}$

公務等の障害厚生年金の最低保障額

次の額に加給年金を加えた額

障害等級 1 級	4,152,600円×改定率
" 2 級	2,564,800円×改定率
" 3 級	2,320,600円×改定率

3 障害の程度が変わった場合の年金額の改定 (法第89条)

障害の程度が減退したとき、又は増進した場合において請求があったときは、その変わった障害の程度に応じて年金額が改定されます。

4 支給停止等（法第92条）

（1） 在職中の支給停止

障害厚生年金は、その受給権者が一般組合員である間は職域相当部分を除いて支給されません。

（2） 加給年金額の停止

加給年金の対象となっている配偶者が老齢厚生年金等を受けることができるときは、加給年金は停止されます。

（3） 障害厚生年金受給権の消滅

障害の程度が減退して障害等級3級にも該当しなくなったときは、障害厚生年金の支給は停止され、該当しなくなった日からその状態のまま3年経過したときは、障害厚生年金を受ける権利は消滅します。

5 請求手続

公立学校共済組合広島支部に請求手続が行えるのは、一般組合員（以下「組合員」とする。）期間中に傷病の初診日がある場合に限りです。

事務手続順序	書類の提出先等	提出書類
(1) 障害厚生年金の請求	組合員→共済組合広島支部 ↓ 共済組合本部	・年金請求書 ・診断書 ・病歴・就労状況等申立書 ・障害給付請求事由確認書 ・補足書類
(2) 認定結果の通知	共済組合本部→共済組合広島支部 ↓※ 組合員	※共済広島支部は組合員へ追加の必要書類を案内
(3) 追加の必要書類の提出	組合員→共済組合広島支部 ↓ 共済組合本部	・戸籍抄（謄）本 （加給年金有の場合） ・住民票 ・所得証明書
(4) 障害厚生年金の決定通知等	共済組合本部→組合員 ↓ 共済組合広島支部	

別表 6

障害の程度	号	障 害 の 状 態
1 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4（※）視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2（※）視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4（※）視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2（※）視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病

	16	状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	17	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
3 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4 (※) 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

(※) 1/4および1/2の1はローマ数字で表記されています。

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節を半分以上失い、又は中手指関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあつては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 5 この表の3級の項第14号に掲げる障害の程度は、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

§ 15 の 2 障害基礎年金（国民年金）

1 支給要件（国民年金法第30条）

障害厚生年金の障害等級が1級又は2級に該当したときに支給されます。（在職中でも支給）

2 年金額（平成16年10月から）（国民年金法第33条、第33条の2）

障害等級1級 976,100円 × 改定率

障害等級2級 780,900円 × 改定率

なお、障害基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時、その人によって生計を維持していた18歳未満の子又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の障害の状態にあるときは、次の額が加算されます。

第1子・第2子 各224,700円 × 改定率

第3子以降の子 各74,900円 × 改定率

注：改定率（平成16年度＝1）は、政令で改定する。

3 請求手続

必要書類はその都度、公立学校共済組合から送付します。

§ 15 の 3 障害手当金

1 支給要件

一般組合員である間に初診日のある公務以外の傷病が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金が支給されない程度の一定の障害の状態(§ 15-009頁別表7)にあるときに支給されます。ただし、その他の年金を受けることができる場合は支給されません。(保険料納付要件あり)

障害手当金を受給したのちに障害厚生年金が発生する場合は、障害手当金を返還する必要があります。

2 支給額

障害厚生年金3級の2年分で一時金として給付します。

別表 7

番号	障 害 の 状 態
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2 (※) 視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の 結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じた もの
5	両眼の調節機能及び幅輦機能 <small>ふくそう</small> に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加 えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする 程度の障害を残すもの

(※) 1/2の1はローマ数字で表記されています。

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。